

(1) 事業が求められる背景

99年の地域人口減少の進展に伴い、バス等公共交通の需要縮小や経営悪化で地域公共交通の維持・確保が厳しい状況にある。また、高齢者の運転免許返納が増加し、移動手段確保も重要な課題である。よって、地方自治体は地域公共交通計画を策定し、公共交通利用改善や移動手段確保への施策を構築する^①必要がある。

① 「構築する」→「講じる」

(2) 事業の概要^②

本事業は大きく分けて次の3つの内容で構成されている。

① 地域公共交通確保維持事業：地域の実情に応じて公共交通の確保維持を目的とする。離島航路・空路の運行交換や自治体と交通事業者の協定締結によるエソア一括運行事業を交換する事業である。

② 地域公共交通バリア解消促進等事業：公共交通のバリアフリー化を目的とする。交通事業者に対し、バリアフリー化整備等の整備^③を支援する事業である。

③ 地域公共交通調査等事業：地域公共交通計画の策定支援を目的とする。策定に必要な調査業務や法定協議会の運営に必要な経費等に対し、支援する事業である。

② 私の予想問題のせいだと思いますが、国の補助メニューを説明する出題は過去ありません。よって、地域公共交通の維持を図るために必要となる施策・制度の説明、及びその特徴を問われるのではないのでしょうか。

③ 整備等の整備になってますね。

(3) 特徴とメリット
特徴：法定協議会が定めた地域公共交通計画の確保又
は維持が前提として掲載されることが要件となる④
メリット⑤ 在会実態を適じた新モビリティ導入の検討
にも活用できる。地域の実情にあう拠拠手段を釐定し
て上げ、公共交通網の維持を図ることが出来る。以上

- ④ 表現が分かりづらいです。「公共交通の維持が計画に位置付けられていることが要件」
でどうでしょうか。また、特徴ではなく補助要件を書いてしまっています。
- ⑤ 生活に必要な公共交通が維持できるのは理解できますが、公共交通網が維持できる理
屈がわかりません。